

公募に関する公告

次のとおり公募を実施しますので、公告します。
令和 7 年 8 月 27 日

独立行政法人日本学生支援機構
理事長 吉 岡 知 哉

1. 案件内容
- (1) 件名

独立行政法人日本学生支援機構市谷事務所における弁当販売業務
- (2) 件名の特質等

業務説明書による。
- (3) 契約期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日まで
- (4) 履行場所

業務説明書による。
- (5) その他詳細は

業務説明書による。
2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項
- 本件の公募に参加できる者は、以下の条件をすべて満たしている者とする。

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本機構理事長から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号) に規定するところの暴力団、準構成員、又はその関係者でないこと。

(4) 食品衛生責任者の資格を有する者が在籍していること。
3. 公募に係る手続等
- (1) 担当部署

〒104-8112 東京都中央区銀座 6-18-2 野村不動産銀座ビル
独立行政法人日本学生支援機構 東銀座事務所 財務部経理課契約係 TEL 03-6743-6022
- (2) 公募要領等の配付期間及び場所

交付期間は、本公告の日から令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時までとする。
本機構ホームページから電子データをダウンロードする場合は、令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 5 時まで、以下のとおり keiri-k@jasso. go. jp へ依頼すること。
①電子メールの件名は「パスワード交付依頼（弁当販売）」とすること。
②電子メール本文に、会社名、担当部署、担当者氏名、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを記載すること。
また、上記交付期間の土曜日・日曜日・祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで、上記 3.（1）において手交することもできる。
4. 公募に係る必要書類の提出方法等
- (1) 提出書類及び提出方法

公募要領による。
- (2) 提出期限

令和 7 年 9 月 24 日（水）午後 5 時
- (3) 提出先

3.（1）に同じ。
5. 試行販売の実施について
- 最も優れた企画提案書を選定する審査に際し、11 月に試行販売を実施する。1 社当たりの試行販売期間は、1 週間程度とする。
6. その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否

要。
- (3) 本公告に示した公募に必要な資格の無い者による提出書類、又は資料に事実と異なる記載をした者による提出書類は無効とする。
- (4) 企画提案書等提出書類の作成に係る一切の費用は提案者の負担とし、提出した企画提案書等提出書類は返却しないものとする。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3.（1）に同じ。
- (6) 本機構は独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の対象となっているため、提出された企画提案書等は本機構の保有する法人文書として開示されることがあるので予め承知の上、公募に参加すること。

また、本機構が公募に付する案件の応札情報については、本機構の契約事務取扱細則に基づきホームページ等で開示を行う場合があるので、予め承知の上、公募に参加すること。
- (7) 上記（6）のほかに、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開することとなっているため、該当がある場合は、契約締結時に下記 URL の様式を提出すること。
https://www.jasso.go.jp/about/procurement/nyusatsu_buppin/_icsFiles/afieldfile/2023/08/10/jyoho_kouhyou.pdf
提出された情報に基づき、機構との関係に係る情報についてはホームページ等で公表を行うため、所要の情報の機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募又は契約の締結を行うこと。なお、当該案件への応募又は契約の締結をもって同意したものとみなすこととする。
- (8) 詳細は、公募要領、業務説明書による。
- (9) 実施に当たっては、契約書及び企画提案書を遵守すること。
- 以上